

エコシティたかまつ環境マネジメントシステム  
(高松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))  
改定支援業務プロポーザル実施要領

令和5年6月1日

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課

## 1 目的

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、エコシティたかまつ環境マネジメントシステム（高松市の地球温暖化対策実行計画（事務事業編））を策定している。この度、国が掲げる温室効果ガスの削減目標と遜色のないものを設定するとともに、実効性の高い行動計画として「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム（高松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定するにあたり支援業務を委託するものである。

## 2 委託業務の名称

エコシティたかまつ環境マネジメントシステム（高松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））改定支援業務

## 3 委託業務の内容

別紙「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム（高松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））改定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

## 4 履行期間

本契約締結日から令和6年3月29日まで

## 5 提案上限額

2,552,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 6 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。

## 7 スケジュール

(1) 募集開始	令和5年6月 1日（木）
(2) 質問受付期限	令和5年6月28日（水）午後5時まで
(3) 参加表明書受付期限	令和5年6月28日（水）午後5時まで
(4) 質問回答	令和5年7月 3日（月）正午まで
(5) 企画提案書受付期限	令和5年7月 7日（金）正午まで
(6) プレゼンテーション	令和5年7月13日（木）（予定）
(7) 選定結果通知	令和5年7月中旬頃（予定）
(8) 業務委託契約締結	令和5年7月下旬頃（予定）

## 8 参加資格

次の要件を全て満たす法人であることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書の提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (5) 過去5年以内における地方公共団体が発注する事務事業編の策定又は改定業務について、地方公共団体から直接受託し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。

## 9 質問の受付及び回答

質問がある場合は、令和5年6月28日（水）午後5時までに、質問書（様式第4号）に質問事項等を記載の上、電子メール（zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp）で提出すること。電話及び口頭による質問・問合せには対応しない。

電子メールの件名は「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム改定業務に関する質問（事業者名）」とする。

回答は、質問書の受付終了後、質問者に随時回答するとともに、市ホームページで公開する。また、当該回答文書は、実施要領等に対して追加又は修正したものとみなす。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、他の応募者からの応募状況などの質問は受け付けない。

## 10 参加表明書の提出

この実施要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書を提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書（様式第1号）
  - イ 会社概要（任意様式、会社案内パンフレット等で可）
  - ウ 業務実績書（様式第2号）
- (2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送

○持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時

○郵送の場合：一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限る。

イ 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課 温暖化対策係

(4) 提出期限 令和5年6月28日（水）午後5時まで

(5) 提案者の選定

企画提案の参加資格の有無を、令和5年7月3日（月）までに電子メールで通知する。

なお、通知を受けなかった場合、企画提案書の提出はできない。

(6) 参加表明後の辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第3号）を提出すること。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書には、次の内容を記載すること。

項目	枚数制限	規格等	提出部数
1 <u>実施体制及びスケジュール</u> (1) 実施体制、役割分担等 本業務執行の責任者、従事者の人数と役割、役割分担、社内での協力体制、主な執行場所及び連絡先等を明示すること。 (2) スケジュール 仕様書中の「7 業務スケジュール（予定）」を参考に、実施期間と担当者を記載したスケジュールを示すこと。	制限なし	・紙媒体 ・A4縦 (A3折込み可) ・両面印刷 ・横書き ・10.5ポイント以上	正本1部 副本6部
2 <u>業務内容</u> 実施要領中の「1 目的」に掲げるように、削減目標を設定し、より実効性のある新たな計画を策定するために、以下の(1)～(5)について提案すること。 (1) エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量等の把握及び課題の整理方法			

	<p>(2) エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減目標の設定方法</p> <p>(3) 目標達成に向けた取組の検討方法</p> <p>(4) 進捗管理体制の検討方法</p> <p>(5) 職員の意識改革に向けた取組の検討方法</p> <p>※仕様書中の「4 業務内容」を参考にすること。</p>	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙媒体</li> <li>・A4縦</li> <li>(A3折込み可)</li> <li>・両面印刷</li> <li>・横書き</li> <li>・10.5ポイント以上</li> </ul>	<p>正本1部</p> <p>副本6部</p>
3	<p><u>業務実績</u></p> <p>平成30年4月1日以降、事務事業編の策定又は改定業務について、地方公共団体から受託し、履行した実績（発注者、業務名、履行期間、業務概要）を記載し、契約書等の写しを添付すること。</p> <p>※記載する業務実績は上限10件とすること。</p>			
4	<p><u>担当者の能力</u></p> <p>担当者が業務遂行能力を有していると認められる資格等を記載し、資格証の写しを添付すること。</p>			
5	<p><u>見積書</u></p> <p>見積書（様式第5号）に、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載し、内訳についても、提案価格内訳書（様式第6号）に、可能な限り詳細に示すこと。</p> <p>※総費用は実施要領中の「5 提案上限額」に示す上限額以下であること。</p>			

(2) 留意事項

ア 企画提案書はA4版（A3版の折込みは可とする。）とし、目次及びページ番号を付し、正副本それぞれの表紙に提出月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載すること。

イ 文字のフォント、色の設定、図表や写真の表示等は自由とする。

ウ 表記内容は、専門知識を有しないものでも理解しやすいものとする。

(3) 提出期限 令和5年7月7日（金）正午必着

(4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留等、記録の残る方法に限る。）

(5) 提出先 「20 問合せ先」に同じ

## 12 プレゼンテーションの実施

提案書記載内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期 令和5年7月13日(木)(予定)

※日程等の詳細については、別途、参加表明事業者に連絡する。

(2) 所要時間

1事業者当たり20分程度(企画提案者による提案要旨説明約10分、質疑応答約10分)

(3) 説明者等

プレゼンテーションの出席者は、原則、配置予定の管理責任者及び業務責任者とし、3名までとする。

(4) 注意事項

ア 発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。

イ プレゼンテーションは、企画提案書をもとに行う。

ウ Web会議システムを使用する場合がある。

エ プレゼンテーションを実施しない場合には、企画提案書による審査を行う。

## 13 委託契約候補者の選定

別添「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム(高松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))改定業務に係る事業者選定基準」に沿って審査、採点し、提案評価第1位通過者を選定する。また、審査は非公開とする。

審査結果については、高松市ホームページにおいて公表する。この場合において参加者の名称については、提案評価第1位通過者のみ公表する。

選定終了後、選定結果を全ての企画提案者に文書で通知する。

提案評価第1位通過者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は前記「8 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者と交渉を行う。

審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

## 14 業務委託契約

(1) 委託内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様等の調整を行い、確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

(4) 委託料の支払い条件

完了払いとし、本業務の完了検査後、請求に基づき支払う。

## 15 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

詳しくは、契約監理課ホームページに掲載している。

([http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanrika/index.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html))

## 16 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

## 17 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、高松市情報公開条例（平成12年12月25日条例第39号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託契約候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 18 その他

### （1）費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急の場合その他やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を高松市に請求することはできない。

### （2）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が第5項の提案上限額を超過した場合

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) この実施要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

## 19 周知事項

(1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。））

⇒メールアドレス：【[naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp](mailto:naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp)】

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

([https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanri/index.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html))

(2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。

詳しくは、契約監理課ホームページに掲載している。

([https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanri/shimeiteishi/index.files/18588\\_L57\\_20130129simeiteisi\\_unnyoukjyun.pdf](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjyun.pdf))

## 20 問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課 担当：四宮、宇佐美

Tel：087-839-2393 Fax：087-839-2390

Eメール：[zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp](mailto:zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp)

以 上